

令和5年度決算に基づく 健全化判断比率・資金不足比率				健全化判断比率	令和4年度決算	令和5年度決算	早期健全化基準	財政再生基準	実 質 公 債 費 比 率 (千円・%)							
				実 質 赤 字 比 率	-	-	13.20	20.00	区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	分母比	
				連結実質赤字比率	-	-	18.20	30.00	準 元 利 償 還 金	元利償還金(公債費充当一般財源等額) (6)	1,821,847	2,015,605	2,027,006	1,994,142	20.5	
				実 質 公 債 費 比 率	11.6	12.6	25.0	35.0		満期一括償還地方債に係る年度割相当額 (7)	0	0	0	0	-	
				将来負担比率	98.5	97.9	350.0	公営企業債の元利償還金に対する繰入金 (8)		312,164	267,731	295,323	403,892	4.1		
								組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等 (9)		11,462	19,832	48,272	85,479	0.9		
実 質 赤 字 比 率 (千円・%)								債務負担行為に基づく支出額(公債費に準ずるもの) (10)				14,850	0	0	0	-
								一時借入金の利子 (11)				0	0	0	0	-
会 計 名				令和4年度決算	令和5年度決算	分母比										
一 般 会 計 等	一般会計			994,368	654,839	6.01										
	北茨城市水沼診療所特別会計			40	306	0.00										
							標 準 財 政 規 模 (2)									
							算 入 公 債 費 等 の 額 (12)									
							(6)～(11)の合計－(12) (13)									
							分 母 (2)－(12) (14)									
							実質公債費比率(単年度) (13)／(14)×100									
							実質公債費比率(3か年平均)									
							内 訳									
							10									
公 営 企 業 会 計							PFI事業に係るもの									
							いわゆる五省協定等に係るもの									
							国営土地改良事業・森林総合研究所等が行う事業に係るもの									
							地方公務員等共済組合に係るもの									
							社会福祉法人に係るもの									
							損失補償・債務保証の履行に係るもの									
							引き受けた債務の履行に係るもの									
							その他上記に準ずるもの									
							14,850									
							0									
合 計 (1)				994,408	655,145	※黒字の場合は、比率を()										
標 準 財 政 規 模 (2)				10,732,262	10,891,661	書としている。										
実質赤字比率－(1)／(2)×100				(9.26)	(8.01)											
連 結 実 質 赤 字 比 率 (千円・%)								資 金 不 足 比 率								
会 計 名				令和4年度決算	令和5年度決算	分母比	令和5年度決算									
公 営 企 業 会 計	北茨城市水道事業会計			878,474	752,149	6.91		26								
	北茨城市工業用水道事業会計			249,586	259,272	2.38		将来 負 担 額								
	北茨城市市民病院事業会計			1,036,715	912,412	8.38		一般会計等に係る地方債の現在高 (15)								
	北茨城市下水道事業会計			185,832	228,158	2.09		債務負担行為に基づく支出額 (16)								
								公営企業債等繰入見込額 (17)								
公 営 事 業 会 計								組合等負担見込額 (18)								
								退職手当負担見込 (19)								
								設立法人等の負債額等負担見込額 (20)								
								連結実質赤字額 (21)								
								組合等連結実質赤字額負担見込額 (22)								
								能 27 充 当 可 財 源 等								
								充当可能基金 (23)								
								充当可能特定歳入 (24)								
								基準財政需要額算入見込額 (25)								
								将来負担額 (26)								
						充当可能財源等 (27)										
						標 準 財 政 規 模 (2)										
						算入公債費等の額 (12)										
						(26)－(27) (28)										
						分 母 (2)－(12) (29)										
						将来負担比率 (28)／(29)×100										
							98.5									
							97.9									
							内 訳									
							16									
							PFI事業に係るもの									
							いわゆる五省協定等に係るもの									
							国営土地改良事業の負担金に係るもの									
							森林総合研究所等が行う事業に係るもの									
							地方公務員等共済組合に係るもの									
							依頼土地の買い戻しに係るもの									
							社会福祉法人の施設建設費に係るもの									
							損失補償・債務保証の履行に係るもの									
							引き受けた債務の履行に係るもの									
							その他上記に準ずるもの									
							繰 17 入 企 業 債 還 額 等									
							病院事業会計									
							水道事業会計									
							下水道事業会計									
							その他の会計									
							550									
							20 公 社 ・									
							地方道路公社に係る将来負担額									
							土地開発公社に係る将来負担額									
							その他第三セクター等に係る将来負担額									
							1,924									
							2,050									
							0.0									

※早期健全化基準及び財政再生基準は、令和5年度決算の基準である。